

## [事案 2019-120] 転換契約無効請求

・令和元年 12 月 13 日 裁定打切り

### <事案の概要>

転換時の説明が不十分であったこと等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 4 年 8 月に契約した終身保険を、平成 12 年 11 月に利率変動型積立終身保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換時、募集人は面談の機会を一度しか設けず、また、面談時の説明はパンフレットのみを用いて設計書を全く使用しなかったうえ、短時間であった。
- (2) 説明内容は、「保障もあり、年金でも受け取れる」というものであり、転換前契約の積立金が転換後契約の保険料に充当される旨の説明は全くなかった。その結果、積立金が減っていくことを知らなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換時、募集人は、複数回の説明機会を設け、設計書をはじめとする説明資料を用いて、保険料の充当関係を含め、適切に説明している。
- (2) 申立人は、転換後の平成 18 年に転換後契約の保障を見直し、また、その後も複数回給付金を請求するなどしており、転換後契約は追認されている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、転換時に申立人が積立金が減っていくことを認識していなかったかどうか等について判断するためには、募集人を証人として呼び出した上で裁判所と同様の厳格な証拠調べ手続による尋問等が必要不可欠であると考えられるものの、当審査会にはそのような手続は設けられていないため、裁定手続を打ち切ることとした。